



平成25年5月21日

株主各位

東京都港区港南二丁目12番23号
株式会社 U B I C
代表取締役社長 守 本 正 宏

募集株式の発行に関する取締役会決議公告

当社は、平成25年4月9日及び同月25日開催の取締役会において、①米国NASDAQ（以下「NASDAQ」という。）より当社普通株式を原株とする米国預託証券（以下「本件ADR」という。）のNASDAQ上場承認が得られること、②米国証券取引委員会その他の関連諸機関からの承認が得られること、及び③その他の法令又は規則に基づき必要な手続が完了していることを条件として、（ア）本件ADRの本邦外での募集（以下「本件ADR募集」という。）においてオーバーアロットメントの対象となる部分以外に係る本件ADRが表章する当社普通株式（以下「本件原株式」という。）の発行及び募集（以下「本件原株式募集」という。）及び（イ）本件ADR募集においてオーバーアロットメントの対象となる部分に係る本件ADRが表章する当社普通株式の数を上限とする当社普通株式（以下「本件オーバーアロットメント対象株式」という。）の発行及び募集（以下「本件オーバーアロットメント対象株式募集」という。）につき決議をしておりましたが、本件オーバーアロットメント対象株式の発行条件の決定が、当初の予定日（平成25年5月7日から同月15日）より遅れました関係で、本件オーバーアロットメント対象株式募集の払込期間について変更する（当初平成25年5月16日から同年7月9日までであった払込期間を、同年6月5日から同年7月9日までとする）こととし、同月16日開催の取締役会において下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

本件オーバーアロットメント対象株式募集

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式33,000を上限とします。
- (2) 払込金額 1株につき38.967米ドル
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 割当先 Maxim Group LLC
- (5) 募集株式の払込期間 平成25年6月5日（水）から平成25年7月9日（火）まで
- (6) 申込株数単位 （未定です。）
- (7) 当社は、代表取締役社長又はその選任する代理人に対し、本件オーバーアロットメント対象株式募集のために必要な一切の事項の決定を行う権限を付与します。
- (8) 本件ADR募集及び本件原株式募集が中止となる場合は、本件オーバーアロットメント対象株式募集も中止されます。

以上